

令和3年5月 定例教育委員会 議事日程

1 日 時 令和3年5月19日(水) 午後1時30分から

2 会 場 伊予市役所4階 大会議室

3 出席委員

教育長	上 岡 孝
教育長職務代理者	矢 野 ひとみ
教育委員	高 橋 久美子
教育委員	鷹 尾 秀 隆
教育委員	片 岡 英 富

4 会議に出席した事務局職員

事務局長	佐々木 正 孝
学校教育課指導主幹	灘 岡 雅 人
学校教育課指導主事	松 山 香 織
学校教育課課長補佐	福 岡 富美子
学校教育課課長補佐	田 中 富 美
学校教育課	
学校給食センター所長	川 本 英 人
社会教育課長	泉 一 人
社会教育課課長補佐	岡 市 裕 二
社会教育課課長補佐	北 岡 康 平
社会教育課課長補佐	堀 内 和 美

5 協議事項等

(1) 議案審議

議案第13号 伊予市通学バス等運行管理規程の一部を改正する告示について

議案第14号 伊予市社会教育委員の委嘱について

議案第15号 伊予市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第16号 伊予市立図書館協議会委員の委嘱について

議案第17号 伊予市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第18号 伊予市青少年補導委員の委嘱について

議案第 19 号 伊予市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

議案第 20 号 伊予市スポーツ推進委員の委嘱について

(2) 報告事項等

ア 6 月教育委員会行事予定について

イ 事務局報告事項等について

ウ その他

午後 1 時 30 分 開会

○佐々木局長 開会

○上岡教育長：それでは、これより令和の定例教育委員会を開会いたします。日程に沿って進行してまいりたいと思います。

まず、会議に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。このたび、渡邊博隆前教育長の後任として 5 月 7 日の臨時議会におきまして教育長の任命同意を受け、12 日に市長から教育長の辞令を拝命いたしました上岡孝と申します。以後よろしく申し上げます。

令和元年度港南中学校を最後に 38 年間の教員生活を終え、昨年度は少し自分の忘れかけていた夢を追い掛けたり、ちょっと自分を見つめ直すために無職となったんですけれども、4 月より適応指導教室の方に勤めることになりまして、よし、ここで頑張るぞという気持ちでおったんですけれども、4 月途中からなぜがバタバタとし始めまして、こういうわなにはまってしまい、教育長という大役を受けることとなりました。

受けた以上は精いっぱい子どもたち、それから先生たち、学校のために頑張りたいと思います。特に、市長の言葉の中に誰一人取り残さない伊予市の実現に向けて貢献できるよう、教育長として微力ながらも教育行政にまい進して、その職責を果たせるよう務めてまいりたいと申します。どうか皆さま方のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

任期は令和 3 月 5 月 12 日から令和 6 年 5 月 11 日まででございます。よろしくお願いいたします。座らせてもらいます。

なお、今回は 2 人の教育委員さんについても、臨時議会において任命同意を受け、武智市長から辞令交付がございました。

まず、矢野ひとみ委員さんでございますが、矢野委員さんは、再任でお願いすることになりました。辞令交付は 5 月 12 日に行い、任期は令和 7 年 5 月 11 日までとなっております。

次に、去る 3 月 31 日をもって辞職されました水口良江前教育委員さんの後任として、片岡英富さんが新たに教育委員に任命されました。片岡委員さんは 5 月 10 日に辞令交付式を行い、任期は水口前委員の残任期間として令和 5 年 5 月 11 日までとなっております。

それでは、ここでお2人からごあいさつを頂戴したいと存じます。まず、矢野ひとみ委員さんをお願いします。

○矢野委員：失礼します。3期目をお引き受けすることになりました。さっきも教育長さんの話がありましたが、引き受けた限りは老骨にむち打って頑張らんといかんなと思っております。

私、中山町に住んでおりますので、中山の方からの声をできるだけ拾って、誰一人取り残さないというところで頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○上岡教育長：どうもありがとうございました。次に、片岡英富委員さんをお願いします。

○片岡委員：初めまして、片岡秀富といいます。私は、唐川の出身で、今もそちらで農業をメインにやっています。

市長からこのお話を頂いたときに、自分として知性も教養もないのでお断りしようかなと思ったんですが、市長がそんなものは要らんと言われたのでお引き受けいたしました。自分にも何かできることがあるかなと思って引き受けたので、できることは頑張っけてやっていきたいと思っております。

皆さんに1つだけ最初にお断りしておきたいんですが、私、耳が難聴で、補聴器も使ってるんですが完全ではないので、少しこの会議で大きめの声でお願いできたらなと思っております。以上です。よろしくお願いします。

○上岡教育長：どうもありがとうございました。また、職務代理者については、伊予市教育委員会会議規則第2条の規定によりまして、あらかじめ矢野ひとみ委員さんを指名したことをご報告させていただきます。議席につきましても、同規則第6条に基づき、既に決定した席にお座りいただいていることをご了解いただきたいと思います。

続きまして、日程第3、本日の会議録署名人を高橋久美子委員さんになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第4、第1回臨時会および3月定例会会議録につきましても、各委員さんに事前にお配りしましたが、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○上岡教育長：ありがとうございました。

それでは、日程第5、協議事項等(1)の議案審議に入ります。本日は、1件の規程改正と5件の委員委嘱となっております。

まず、議案第13号、伊予市通学バス等運行管理規程の一部を改正する告示について、事務局から説明を求めます。佐々木事務局長をお願いします。

○佐々木局長：それでは、議案第13号、伊予市通学バス等運行管理規程の一部を改正する告示につきまして説明させていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、伊予市通学バスの運行要件等を変更することに伴い、規程の一

部を改正する必要があるため提案しております。

2 ページをお願いいたします。

伊予市通学バス等運行管理規程の一部を次のように改正する。改正前、改正後の新旧対照の表の方を載せさせていただいておりますが、まず表題といたしまして、伊予市通学バス等運行管理規程の「等」を削除させていただきたいと思っております。これにつきましては、この規程につきましては、バスの運行管理規程のみということになっておりますので、等を省略じゃなくて省かさせていただきます。

同じように第1条の趣旨でも伊予市通学バス等の「等」を省略し、第4条の運行の要件の(2)では、主たる区間を対象となる学校および区域の方に見直しをさせていただきたいと思っております。

第6条、通学外の運行につきましては、2行目の「場合は、使用責任者が」を「者は、」に変更させていただきます。

3 ページをお願いいたします。

別表につきましては、「園、学校名につきましても」を省略し、「区間」を「区域」に変更させていただきます。

以下、各学校のももとの区間のところがありましたとおり、「同校から」を省き、旧南山崎小学校におきましては、旧唐川小学校区、中山小学校、中山中学校におきましては野中地区、永木地区、長沢地区、佐礼谷地区、平村地区および平沢地区に、双海中学校におきましては、旧下灘中学校区に変更し、新たに下灘小学校を加え、満野地区、富貴地区の方を加えさせていただきます。

様式第2号につきましては、下の表のとおり変更させていただきたいと思っております。

附則といたしましては、この告示は令和年月日から施行するということでございますが、施行日につきましては、本定例教育委員会の議決後の日付とさせていただきます。

こちらの方の変更に至った経緯の方をまず簡単に説明させていただきますが、本年4月に入りまして、下灘小学校区の児童の保護者の方から要望がございました。満野地区、富貴地区のJR通学区間には便数が少なく、通学の方に支障を大きく来しております。下灘駅から小学校までの距離を低学年児童だけで通学することに不安もあるため、双海中学校の通学バスを登校時だけでも利用させていただきたいというふうな要望がございました。これを受けまして、事務局の方で利用状況等の方を調査いたしましたところ、双海中学校の通学バスにつきましては、下灘中学校と上灘中学校の統廃合で遠距離通学となった旧下灘中学校生徒の通学手段確保のために運行を開始いたしております。令和2年度におきましては、利用者全体が29名となっており、定員が28名のところを1名オーバーしてございまして、新たにタクシーを運行することとなっておりますが、令和3年度におきましてもコロナ禍で密を避けるため、バスとタクシーを併用してございまして、

しかしながら、喜多灘駅前から下灘コミセン前の区間だけを見ますと、利用者におきまして

は令和2年度は2名、令和3年度が1名にとどまり、27名分の空席があるため対象児童の乗車は可能となっております。

なお、利用対象者としたしましては、3つの地区の2世帯の3名、富貴地区の1世帯の1名、合計4名の児童の乗車となる予定でございます。

以上、簡単でございますが改正の理由の方を説明させていただきました。よろしくご審議の方をお願いいたします。

○上岡教育長：ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に対してご質問がありましたらよろしくお願ひします。

○矢野委員：ちょっと、局長さん、聞き漏らしたかも分からないんですが、下灘小学校の児童の登校のみのことですね。下校はなしですか。

○上岡教育長：局長さんお願ひします。

○佐々木局長：矢野委員さんのご質問にお答えいたします。

委員さんのおっしゃるとおり、利用は登校のみとさせていただきたいと思ひます。と申しますのは、下校時におきましては、現在のバスの発車、中学校を発車する時間と小学校の下校時間というふうなところがちょっと時間的にずれが生じてまいります。ですので、利用につきましては、登校のみとさせていただきたいと思ひます。

なお、地元の要望があった保護者の方からも登校のみで願ひしたいと、下校時におきましては、現在も保護者の方が学校までお迎えの方に上がっておるといふふうなところでございしますので、下校につきましては、今の状態の方を継続してさせていただきたいと考えております。

以上です。

○上岡教育長：ありがとうございました。ただ今の説明でよろしいでしょうか。

○矢野委員：はい、分かりました。ありがとうございました。

○上岡教育長：他にご質問等ございましたらよろしくお願ひします。他はないでしょうか。

では、議案第13号につきましては、承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○上岡教育長：異議ないものと認め、議案第13号につきましては承認といたします。

次に、議案第14号、伊予市社会教育委員の委嘱について、事務局から説明を求めます。泉社会教育課長、よろしくお願ひします。

○泉課長：それでは、議案第14号、伊予市社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。

議案書4ページをお願ひいたします。

伊予市社会教育委員の任期が令和3年5月20日をもって満了することに伴い、伊予市社会教育委員設置条例第2条の規定により提案し、議決を求めるものでございます。

議案書5ページをお願ひいたします。社会教育委員の定数は10人で、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、ならびに学識経験のある者の中から教育

委員会が委嘱するもので、任期は2年でございます。

10人のうち再任の方6人、新任の方4人に委嘱したいと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

○上岡教育長：ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に対するご質問がありましたらよろしく願います。ないでしょうか。

では、議案第14号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○上岡教育長：異議ないものと認め、議案第14号につきましては承認といたします。

次に、議案第15号、伊予市公民館運営審議会委員の委嘱について、事務局から説明を求めます。泉社会教育課長、よろしく願います。

○泉課長：続きまして、議案第15号、伊予市公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

伊予市公民館運営審議会委員の現委員の任期が令和3年5月20日に満了することに伴い、伊予市公民館設置条例第5条の規定により提案し、議決を求めるものでございます。

議案書7ページをお願いします。委員の定数は10人以内で、社会教育委員と同様に学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、ならびに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するもので、任期は2年でございます。今回は再任の方3人、新任の方7人の計10人の方を委員として委嘱したいと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

○上岡教育長：ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に対してご質問等がありましたらよろしく願います。ないでしょうか。

では、議案第15号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○上岡教育長：異議ないものと認め、議案第15号につきましては、承認といたします。

次に、議案第16号、伊予市立図書館協議会委員の委嘱について事務局から説明を求めます。泉社会教育課長よろしく願います。

○泉課長：議案第16号、伊予市立図書館協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

議案書8ページをお願いします。

伊予市立図書館協議会委員の任期が令和3年5月20日をもって満了することに伴い、図書館法第14条および伊予市立図書館設置条例第8条の規定により提案し、議決を求めるものでございます。

議案書9ページをご覧ください。委員の定数は10人以内で、学校教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、ならびに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するもので、

任期は2年でございます。今回は、再任の方7人、新任の方1人の計8人を委嘱したいと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

○上岡教育長：ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に対してご質問がありましたらよろしく申し上げます。ございませんでしょうか。

では、議案第16号につきましては、承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○上岡教育長：異議ないものと認め議案第16号につきましては承認といたします。

次に、議案第17号、伊予市文化財保護審議会委員の委嘱について、事務局から説明を求めます。同じく、泉社会教育課長、よろしく申し上げます。

○泉課長：議案第17号、伊予市文化財保護審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

議案書10ページをお願いいたします。

伊予市文化財保護審議会委員の任期が令和3年5月31日をもって満了することに伴い、伊予市文化財保護条例第17条の規定により提案し、議決を求めるものでございます。

議案書11ページをお願いします。文化財保護審議会委員の定数は12人以内で、文化財に関し豊かな知識、経験のある者のうちから教育委員会が委嘱するもので、任期は2年でございます。今回、再任の方8人、新任の方2人の計10人に委嘱したいと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

○上岡教育長：ありがとうございます。ただ今の説明に対してご質問がありましたらよろしく申し上げます。ご質問、ご意見ないでしょうか。

では、議案第17号につきましては、承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○上岡教育長：異議ないものと認め、議案第17号につきましては承認といたします。

次に、議案第18号、伊予市青少年補導委員の委嘱について、事務局から説明を求めます。泉社会教育課長よろしく申し上げます。

○泉課長：議案第18号、伊予市青少年補導委員の委嘱についてご説明いたします。

議案書12ページをお願いいたします。

伊予市青少年補導委員の任期が令和3年5月20日をもって満了することに伴い、伊予市青少年センター設置条例第7条の規定により提案し、議決を求めるものでございます。

議案書13、14ページをお願いします。

青少年補導委員は、青少年の補導に係る各機関および団体、ならびに民間有識者のうちから教育委員会が委嘱するもので、任期は2年でございます。今回再任の方66人、新任の方7人の計73人に委嘱したいと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

○上岡教育長：ありがとうございます。ただ今の説明に対してご質問、ご意見等ありましたらよろしく申し上げます。ご質問等はないでしょうか。

では、議案第 18 号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○上岡教育長：異議ないものと認め議案第 18 号につきましては承認といたします。

事務局より、伊予市教育委員会会議規則第 10 条の規定により、追加により 2 件の議案の提出がありました。これを追加し、審議することといたしたいと存じますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○上岡教育長：異議ないものと認め、議案第 19 号、伊予市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求めます。泉社会教育課長よろしくお願ひします。

○泉課長：議案第 19 号伊予市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

議案書その 2、1 ページをお願いします。

伊予市青少年センター運営協議会委員の任期が令和 3 年 6 月 18 日をもって満了することに伴い、伊予市青少年センター設置条例第 6 条の規定により提案し、議決を求めるものでございます。

議案書その 2、2 ページをお願いします。

青少年センター運営協議会委員は、30 人以内の委員をもって組織し、教育、警察等の機関、および関係団体の代表者、ならびに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱するもので、任期は 2 年でございます。

今回、再任の方 22 人、新任の方 6 人の計 28 人に委嘱したいと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

○上岡教育長：ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に対してご質問、ご意見等がありましたらよろしくお願ひします。ご質問等、ご意見ないでしょうか。

では、議案第 19 号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○上岡教育長：異議ないものと認め、議案第 19 号につきましては承認といたします。

次に、議案第 20 号、伊予市スポーツ推進委員の委嘱について事務局から説明を求めます。泉社会教育課長よろしくお願ひします。

○泉課長：議案第 20 号、伊予市スポーツ推進委員の委嘱についてご説明いたします。

議案書その 2、3 ページをお願いいたします。

伊予市スポーツ推進委員の任期が令和 3 年 5 月 20 日をもって満了することに伴い、伊予市スポーツ推進委員規則第 2 条の規定により提案し、議決を求めるものでございます。

議案書その 2、4 ページをお願いします。

スポーツ推進委員の定数は 30 人以内で、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理

解を持ち、市民のスポーツ推進に関し、熱意と能力を持つ者の中から教育委員会が委嘱するもので、任期は2年でございます。今回、再任の方25人、新任の方5人の計30人に委嘱したいと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

○上岡教育長：ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に対してご質問、ご意見等がありましたらよろしくお願ひします。ご質問等はないでしょうか。

では、議案第20号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○上岡教育長：異議ないものと認め、議案第20号につきましては承認といたします。

次に、(2)の報告事項等に進めさせていただいたと思います。「6月教育委員会行事予定について」松山指導主事お願ひいたします。

○松山指導主事 6月の学校教育課の行事について説明を行った。

○上岡教育長 ありがとうございます。続きまして、社会教育課の行事予定についてお願ひします。

○堀内課長補佐 6月の社会教育課の行事について説明を行った。

○上岡教育長 ありがとうございます。学校教育課、社会教育課からの説明ございましたが、何かご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

○佐々木局長 1点追加説明

○上岡教育長 それでは「イ 事務局報告事項等について」に移ります。佐々木事務局長お願ひします。

○佐々木局長 令和3年5月補正予算について説明を行った。

○上岡教育長 次に「ウ その他」に移ります。灘岡指導主幹よろしくお願ひします。

○灘岡指導主幹 管理主事市教委合同訪問について説明を行った。

○福岡課長補佐 伊予地区教育員会連絡協議会総会の書面決議について説明を行った。

○上岡教育長 以上で本日の日程は全て終了しました。鷹尾委員さんの任期が6月14日までとなっていますので、本日の会議が最後の出席となります。鷹尾委員さんから一言お願ひしたいと思います。ごあいさつどうかよろしくお願ひいたします。

○鷹尾委員 退任あいさつ

○上岡教育長 どうもありがとうございました。それでは、本日の会を以上で閉会いたしたいと思います。

○佐々木局長 閉会。

午後2時20分 閉会